1 起案理由

地方法人特別税等に関する暫定措置法第34条に基づいて、 平成29年度2月期分の譲与額について都道府県に対して、譲 与するものである。

2 対象団体

全都道府県

3 譲与額

7,522億円 (11月~1月における譲与税及び交付税配付金特別会計の収納額)

前年度2月期比 508億円増(7.2%増)

本年度譲与累計額 18,452億円(前年度比 676億円増(3.8%増))

4 譲与日

平成30年2月28日(水)

5 譲与基準等

譲与総額	地方法人特別税(国税)収入額の全額 ^{《注》}				
	1/2 人口				
譲与基準	1/2 従業者数				
	※譲与額は、譲与総額から財源超過団体の財源超過団体調整額を控除 した額を上記基準によりあん分した額の合算額(財源超過団体にあっ				
	ては、当該合算額に個別財源超過団体調整額を加算した額)				
補正	なし				
譲与時期	5月、8月、11月、2月				
譲与税の使途	条件・制限なし				
平成28年度譲与実績	17,776億円				
平成29年度地財計画	19,887億円				

《注》交付税及び譲与税配付金特別会計において収納された額

総税 企 第 号 平成30年2月28日

〈各都道府県知事〉 あて

総務大臣

地方法人特別譲与税譲与金の譲与について

地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第34 条の規定に基づいて譲与すべき地方法人特別譲与税譲与金を下記のとおり譲 与します。

記

譲与日 平成30年2月28日

地方法人特別譲与税譲与金 〈別添のとおり〉 千円

↑額は出力

(単位:千円)

	(単位:十円 <i>)</i> 【
都道府県	金額
北海道	30, 808, 868
青 森	7, 375, 880
岩手	7, 409, 674
宮城	13, 606, 638
秋田	5, 859, 120
山形	6, 555, 982
福島	10, 981, 939
茨城	16, 674, 636
栃木	11, 508, 689
群馬	11, 730, 056
埼 玉	38, 306, 552
千 葉	32, 298, 752
東京	98, 772, 557
神奈川	49, 683, 225
新潟	13, 668, 067
富山	6, 511, 483
石川	7, 001, 737
福井	4, 814, 403
山梨	4, 909, 884
長 野	12, 421, 858
岐阜	11, 829, 891
静岡	22, 257, 169
爱 知 三 重	46, 392, 675
三重	10, 711, 040
滋賀	8, 184, 271
京都	15, 284, 396
大 阪	54, 942, 003
兵 庫	30, 901, 558
奈 良	6, 999, 912
和歌山	5, 408, 992
鳥取	3, 406, 332
島根	4, 057, 338
岡山	11, 072, 133
広 島	16, 919, 133
山口	8, 077, 688
徳島	4, 339, 842
香川	5, 817, 922
愛媛	7, 919, 290
高 知	4, 117, 897
福岡	29, 637, 696
佐賀	4, 824, 995
長崎	7, 844, 688
熊本	10, 048, 519
大分	6, 693, 619
	6, 315, 351
鹿児島	9, 429, 623
沖 縄	7, 953, 744
合 計	752, 164, 788

地方法人特別税・譲与税による影響額

▼平成29年度分 (単位:億円) ▼平成28年度 (単位:億円)

影響額 B-A

▼平成295			[rl. =L + 1	1 44 70.15	大 ト ヤ/	(里1	立:億円 <i>)</i>	▼平成28年月	
都道府県	地方法人 特別税			人特別記 B		0.0	影響額	地方法人 特別税	地方法人 特別譲与税
小汽头	A 520	75.0	5月 45	8月	11月 264	2月	B – A	A 400	B 720
北海道	520	756	45	139	264	308	236	488	729
青森県	104	181	11	33	63	74	77	99	175
岩手県	128	182	11	33	63	74	54	124	176
宮城県	331	334	20	61	117	136	3	313	322
秋田県	74	144	9	26	50	59	70	76	139
山形県	103	161	10	30	56	66	58	84	156
福島県	259	269	16	50	94	110	10	261	261
茨城県	380	409	24	75	143	167	29	328	395
栃木県	271	282	17	52	99	115	11	252	272
群馬県	280	288	17	53	101	117	8	326	278
埼玉県	626	940	56	173	328	383	314	583	903
千葉県	627	792	47	146	277	323	165	616	762
東京都	4, 750	2, 423	143	446		988	▲ 2, 327	4, 481	2, 327
神奈川県	1, 128	1, 219	72	224	426	497	91	991	1, 172
新潟県	245	335	20	62	117	137	90	262	324
富山県	120	160	9	29	56	65	40	130	154
石川県	159	172	10	32	60	70	13	166	166
福井県	107	118	7	22	41	48	11	127	114
山梨県	116	120	7	22	42	49	4	117	116
長野県	197	305	18	56	106	124	108	223	294
岐阜県	208	290	17	53	101	118	82	216	280
静岡県	563	546	32	100	191	223	▲ 17	521	527
愛知県	1, 378	1, 138	67	209	398	464	A 240	1, 669	1, 094
三重県	245	263	16	48	92	107	18	214	254
滋賀県	213	201	12	37	70	82	▲ 12	161	193
京都府	289	375	22	69	131	153	86	262	361
大阪府	1, 611	1, 348	80	248	471	549	▲ 263	1, 423	1, 298
兵庫県	567	758	45	139	265	309	191	528	730
奈良県	82	172	10	32	60	70	90	91	166
和歌山県	80	133	8	24		54	53	71	128
鳥取県	49	81	5	15	28	33	32	46	78
島根県	67	100	6	18	35	41	33	69	96
岡山県	217	272	16	50	95	111	55	202	262
広島県	360	415	25	76	145	169	55	363	400
山口県	179	198	12	36	69	81	19	164	191
徳島県	85	106	6	20	37	43	21	75	103
香川県	141	143	8	26	50	58	2	140	138
愛媛県	153	194	12	36	68	79	41	139	188
高知県	49	101	6	19	35	41	52	57	98
福岡県	612	727	43	134	254	296	115	569	699
佐賀県	73	118	7	22	41	48	45	76	114
長崎県	105	192	11	35	67	78	87	95	186
熊本県	150	247	15	45	86	100	97	132	238
大分県	109	164	10	30	57	67	55	110	159
宮崎県	87	155	9	28	54	63	68	86	150
鹿児島県	131	231	14	43	81	94	100	131	224
沖縄県	123	195	12			80	72	120	187
合計		18, 452			6, 445		0	17, 776	17, 776
	10, 432 【20年制度創設							17,770	17,770

^{*}印 平成20年制度創設当初、「譲与額 < 払込額」と想定されていた都道府県。 ※四捨五入により計が一致しないところがある。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の概要

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として地域間の税源偏在を是正するための制度として導入 ※平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

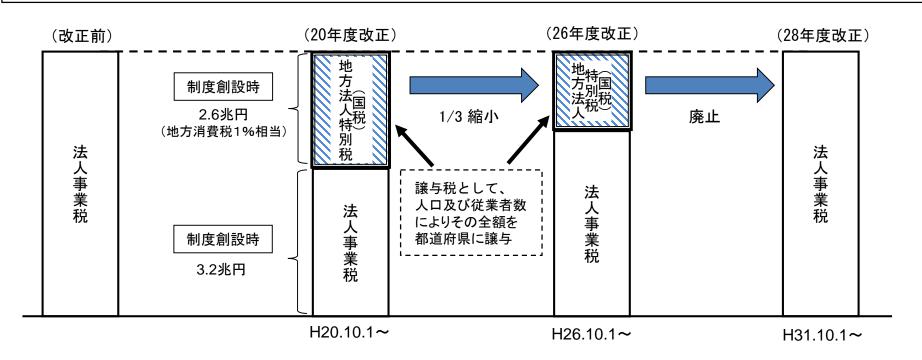


平成26年度改正 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

平成28年度改正 地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元

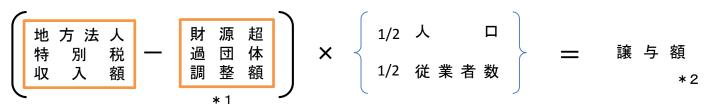
※平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用



地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、<u>税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置</u>として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

地方法人特別譲与税の算定の仕組み



- *1 財源超過団体調整額とは、財源超過額調整団体における個別財源超過団体調整額の合算額をいう。
- *2 財源超過額調整団体にあっては、上記算定式により算出された譲与額に、当該団体に係る個別財源超過 団体調整額を加えた額を譲与する。

平成29年度における財源超過調整団体(平成28年度において普通交付税の算定に用いられる基準財政 収入額が需要額を上回った団体で、個別財源超過団体調整額が発生する団体)は、該当なし。

【東京都における個別財源超過団体調整額の算定】

